

国の『電気・ガス価格激変緩和対策事業』を活用した料金の値引きについて

釧路ガス株式会社（取締役社長 両角幹彦、以下「当社」）は、経済産業省の『電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下「本事業」）』に参画することとなりましたのでお知らせいたします。

本事業は2022年10月に決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策です。

2023年1月から9月使用分（2023年2月から10月検針分）につきまして、毎月の請求額に直接反映する形で料金の値引きを行うことで電気・ガス料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業のご負担を直接的に軽減するものです。

※ 当社とガスや電気のご契約をいただいているすべてのお客さまが値引きの対象となり、毎月のご使用量に応じて、国が指定する単価分を値引きするため、お客さまによるお手続きは必要ありません。

○ 料金割引の概要

① ガス料金の値引単価（釧路ガスをご利用のお客さますべて）

2023年1月から8月ご使用分	（2023年2月から9月検針分）	1 m ³ あたり ▲30.0 円（税込）
2023年9月ご使用分	（2023年10月検針分）	1 m ³ あたり ▲15.0 円（税込）

② 電気料金「低圧」の値引単価（「釧路ガスのでんき」をご利用のお客さますべて）

2023年1月から8月ご使用分	（2023年2月から9月検針分）	1kWh あたり ▲7.0 円（税込）
2023年9月ご使用分	（2023年10月検針分）	1kWh あたり ▲3.5 円（税込）

当社といたしましては、お客さまのご負担軽減に繋がられるよう、引き続き、同事業の実施に最大限協力してまいります。

【参考】本事業内容に関する詳細

- ※ 電気・ガス価格激変緩和対策事務局（経済産業省 資源エネルギー庁）
お客さま向け窓口：0120-013-305 〔受付時間 9～17時（年末年始を除く）〕
- ※ 電気・ガス価格激変緩和対策事業（経済産業省 資源エネルギー庁ホームページ）
<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

【 お問い合わせ先 】

釧路市寿4丁目1番2号
釧路ガス株式会社 営業部 料金課
TEL（直通）：0154-65-1043
受付時間：日曜祝日を除く 9：00～17：00